

# 介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ④④ ●  
介護保険関係の所得控除

今回は、所得税・住民税の医療費控除の対象となる介護保険サービスや、その他の介護保険に関係のある所得控除についてご紹介します。

## 介護保険サービスの利用に係る費用 → 医療費控除

介護保険サービスごとに、医療費控除の対象となる金額が決められており、医療費控除できる金額は、1月から12月までの1年間に支払った医療費が対象です。

対象となるサービスをご利用の場合、費用を支払った際に受け取る『領収書』に医療費控除対象額が記載されていますのでご確認ください。

サービスの種類（介護予防を含む）		医療費控除の対象となる範囲
在宅サービス	医療系	①訪問看護 ②訪問リハビリテーション ③居宅療養管理指導 ④通所リハビリテーション ⑤短期入所療養介護
	福祉系	⑥訪問介護（生活援助中心型を除く） ⑦訪問入浴介護 ⑧通所介護・認知症対応型通所介護 ⑨小規模多機能型居宅介護 ⑩短期入所生活介護
		⑪介護老人保健施設 ⑫介護療養型医療施設
		⑬介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）
		施設サービス
サービス費の自己負担分と食費、居住費のそれぞれ2分の1の額。旧措置入所者は対象外。		

※高額介護サービス費の払い戻しを受けた場合は、払い戻し金額を差し引いた残りの金額が対象です。

（⑬は高額介護サービス費の払い戻し金額を差し引いた残りの金額の2分の1）

※交通費は通常必要と認められる分が対象です。

※日常生活費、特別なサービス費用、特別な食事・居住費は対象外です。

※①～⑤の医療系サービスは支給限度額を超えた自己負担分も対象となりますが、⑥～⑩の福祉系サービスは支給限度額を超えた自己負担分は対象外です。

### ◆ 寝たきりの場合のおむつ代の医療費控除の取り扱い

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合に、おむつを使う必要があると認められれば、医療費控除の対象になります。（医師の発行する「おむつ使用証明書」が必要です。）

また、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で、要介護認定などを受けている人は、黒潮町の交付する「確認書」で代用できます。

## 要介護認定を受けている方 → 障害者控除

65歳以上の要介護1～5の認定者で知的障がい者・身体障がい者に準ずると黒潮町長が認めた場合は、障害者控除の対象となります。障害者控除を受けるためには、障害者控除対象者認定が必要ですので、介護保険担当係へ申請してください。

## 介護保険料

## 社会保険料控除

介護保険料を控除できる金額は、1月から12月までの1年間に納めた金額が対象です。

納め方	社会保険料控除の対象者
特別徴収 (年金から納めている)	被保険者本人のみ
普通徴収 (納付書や口座振替で納めている)	被保険者本人、または本人の代わりに介護保険料を支払った生計を同じくする家族

## 住宅のバリアフリー改修促進税制

## 所得税の特別控除、固定資産税の減額

一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、借入金にかかる所得税の控除や固定資産税の減額が受けられる措置があります。いくつかの適用要件がありますので、詳しくは税務担当係へお問い合わせください。

お問い合わせ先	
中村税務署	☎35-2135
大方総合支所税務課	☎43-2816(直通)
佐賀総合支所総務課税務係	☎55-3113(直通)

### 10月から要介護認定が見直しされました

本年4月に行った、要介護認定の見直し(認定調査項目の変更)は全国一律の基準に基づき、最新の介護の手間を反映させるためにデータを更新し、認定審査にかかる取り扱いを行ってきました。その影響を有識者・関係者からなる厚生労働省の検討会において検証したところ、認定のばらつきは是正されているものの、軽度者などの割合が増加していることが明らかになったことから、本年10月1日より、介護の手間をより正確に反映するため、新たに認定方法を見直しました。

このことで、4月より安定的な介護サービスのご利用を確保する観点から「検証・検討会」の結果が出るまでの間、更新前の要介護度とすべく希望があれば、更新前の要介護度のままにすることが可能となる『経過措置』を設けておりましたが、今回、新たに認定方法を見直したことにより、この経過措置は9月30日をもって終了となりました。

認定結果が実情と一致していない場合は「再申請」・「区分変更申請」できます。

### 要介護認定の申請について(再申請、区分変更申請の取り扱い)

要介護認定の結果、「非該当」と判定された方で、実情と一致していないと思われる場合は、『**再申請**』を行うことができます。

また、本来は現に認定されている要介護区分での介護サービスを利用する中、心身の状態が悪化・重度化するなどにより、介護の必要度が認定されている要介護区分に該当しなくなった場合、区分変更申請を行いますが、今回の見直しをふまえ、「要支援1・2」「要介護1～5」と認定された方で、その要介護度が実情と一致していないと思われる場合は、有効期間終了前であっても『**区分変更申請**』を行うことができます。

再申請や区分変更申請を希望する方は、介護保険担当係または担当ケアマネジャーまでお問い合わせください。

(※再申請や区分変更申請は、希望どおりの要介護認定結果を保証するものではありません。)

介護保険料は大切な財源です。納付期限までにお納めを ～安心で便利な口座振替を！～

○お問い合わせ 大方総合支所 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116(直通)  
佐賀総合支所 健康福祉課 保険福祉係 ☎55-3112(直通)